

株式会社 帆苅組(阿賀野市)

- 代表者 代表取締役 帆苅 信佑
- 事業内容 建設業
- 労働者数 88人(男性81人、女性7人)



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 計画期間内に育児を目的とした休暇・休業の取得率を男性 50%以上、女性 80%以上とすることを目標とし、各職場において代替要員の確保や、業務体制の見直しによる休業者のカバー等を行った結果、男性女性ともに上記の取得率が 100%となり、目標を達成しました。
2. 育児休業等を取得しやすい環境作りのための人事評価制度に、ワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を追加することを目標とし、評価項目・評価基準等の検討を行った結果、2023 年 11 月からの人事評価制度に、ワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を追加し、目標を達成しました。
3. 完全週休 2 日制(現状 4 週 6 休)を導入することを目標とし、当該制度の内容確認、就業規則改定作業や、就労時間の変更に伴う生産性確保への体制確認を行い、2022 年 4 月に就業規則を改定しました。
4. 計画期間内において配偶者が出産した男性労働者に占める育休等をした男性労働者の割合が 40%となりました。
5. 令和 6 年 12 月に規程を改定し、所定外労働の制限と短時間勤務制度を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に認め、法を上回る規程を整備しています。
6. 年次有給休暇の取得促進のための措置として、年 5 日の計画的付与制度を導入し、また、令和 6 年度には、年度の期首に有給希望日(1 日)を申請してもらう個人別付与制度を導入しています。

<事業主からのコメント>



弊社は土木、建築、管工事のほか埋蔵文化財調査事業も手掛ける総合建設業です。インフラ整備や災害時対応等の建設事業を通じて地域の安全・安心の維持に貢献していくには、意欲ある社員に選ばれる会社でなければならないと考えています。今回の認定を契機として、社員の子育てや働きやすさの向上に更に取り組んでまいります。

くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者が300人以下の企業の特例＞

上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ③ 計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

＜労働者が300人以下の企業の特例＞

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。